

船舶建造計画に係る調査事業資料作成委託業務 仕様書

船舶建造計画に係る調査事業資料作成委託業務（以下「本件事業」という。）については、委託者を「甲及び乙」、受託者を「丙」とし、別途 委託契約書に定める事項のほか、本仕様書のとおりとする。

1. 委託業務の名称

船舶建造計画に係る調査事業資料作成委託業務

2. 委託目的

甲及び乙が、船舶建造計画検討委員会及び新造船建造計画に係る航路分科会で使用する資料、事前審査資料等の作成を丙に委託し、善良なる管理のもと円滑な建造計画を策定推進することを目的として、本件業務を実施する。

3. 委託期間

委託業務契約日から国土交通省の建造内諾を得るまでとする。

4. 委託業務の内容

丙は、本件事業において、次の業務を実施する。

1) 船舶建造計画検討委員会用資料の作成

- ①現船及び計画船の比較検討資料
- ②建造見積概要書の作成
- ③その他参考資料等の提供

2) 航路改善協議会分科会資料の作成

- ①航路診断及び経営診断報告書
- ②航路改善計画書の作成補助
- ③事前審査資料の作成補助

3) その他

- ①建造委員会、協議会分科会へ出席及び資料説明
- ②建造委員、協議会分科会委員の旅費及び会議室使用料負担
(委員 13 名程度想定 内南北大東島から 8 名程度)
- ③類似船舶及び建造対象造船所等の情報提供

5. 報告書の作成

丙は、本事業を実施し、作成資料等を甲及び乙に提出するものとする。